

練馬区立関町小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得るとの認識に立ち、校長のリーダーシップの下、いじめ対策推進委員会を組織し、学校全体で組織的な取り組みを進める。学校・家庭・地域が一体となって、継続的に取り組みを進めていく。

いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守り、組織的に対応していく。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る。教職員が、児童や学級の様子に気付き、同じ目線で物を見、考え、個々のおかれた状況を把握することが大事である。
また、学級経営や行事等を通し、児童に自己存在感や充足感を与え、いじめの発生を抑え、未然防止を心がけていく。
- (2) いじめの未然防止・早期発見には、教職員の共通理解が不可欠である。校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、保護者や地域に対して働きかけを行っていく。
- (3) いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守ることを基本に、いじめた児童の状況にも目を向け、必要に応じて関係諸機関と連携し問題解決に向け迅速かつ粘り強く対応していく。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

○具体的な取り組みや年間計画の策定・実行・検証について

- ・区ふれあい月間の時期にいじめアンケートの実施・集計・分析やいじめ防止ポスターやシンボルマーク、標語の作成を行う。
- ・毎月のチェックカードによる振り返りを行う。
- ・教職員によるいじめに関する研修を行う。

② 組織の設置

○本校において、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、校長、副校長、いじめ対策推進員、生活指導部員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、学校生活支援員、その他の関係者により構成するいじめ問題に特化した「いじめ防止対策委員会」を置く。

○いじめ事案発生時には、上記委員会に事案に応じたメンバーによる「緊急いじめ対策委員会」を置く。

(2) いじめの防止

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 道徳の授業において、児童の実態に応じて題材や資料等の内容を十分に検討して取り組む。「やさしさ」「他人を思いやる心」など人間性豊かな心を育て、いじめをしない、許さないという土壌を築く。
- 児童がインターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切かつ有意義なかかわり方、善悪の判断やルール、マナーを守ろうとする態度等を養うため、5・6年で情報モラル講習会を実施、学校 SNS ルールを決めると共に SNS 家庭ルールを各家庭で作成してもらい、情報モラル教育の充実を図る。
- 学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むようにすることに努める。読書活動（朝読書・読書週間・保護者による読み聞かせ・図書館ブックトーク等）、各教科における伝え合う活動、言語環境、表現活動等に取り組む。
- 委員会活動・クラブ活動・たてわり班活動・集団登校等の異学年交流を通し、他人を思いやる心や助け合い・協力し合う活動の充実を図る。
- 農園等を通じた自然体験活動、遠足・集団宿泊体験等の体験活動を充実させる。
- 児童が安心して過ごせる学級づくり・学校づくりを推進する。児童が主体的に参加し、活躍できる場面を多くできるように授業改善に努める。また、係や当番活動など自分の責任を自覚し、認めてもらえること、友達と協力して活動することのよさなど、自尊感情・自己肯定感を育めるように学級経営に取り組む。

②児童生徒の主体的な活動の促進

- あいさつは人間関係を形成する基本であるとの認識から、児童自らがあいさつに取り組めるように指導する。全校朝会時の6年生による輪番のあいさつの実施、ふれあい月間のあいさつ運動等に児童が積極的に関わるように取り組んでいく。

③教職員の指導力の向上

- 教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、各方針等を活用したり、専門家などを活用した研修を行ったりするなど、児童に対する指導の充実を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることに注意し、体罰についても研修を行う。
- インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含み、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。

(3) いじめの早期発見・早期対応

①定期的ないじめの実態把握

- 定期的にアンケートを実施し、未然防止・早期発見に努める。
 - ・関町小版 アンケート（ふりかえりアンケート）実施（5・7・9・12・3月）
 - ・ふれあい月間（6・11・2月）に校内でいじめアンケートを実施

○教職員による把握

- ・学校生活の様子を観察し、気になる行動・言動について情報共有し、対策を話し合う。
- ・毎週金曜日生活指導夕会での情報交換
- ・いじめ情報共有シートによる情報の共有

②教育相談の充実

- 教職員は、普段から児童が相談しやすい環境づくりに努める。
- 児童が相談しやすいように、年度初めにスクールカウンセラー・心のふれあい相談員の存在について周知し、必要に応じてかわりがもてるように場を設定する。
- 児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、3年生・5年生について年度当初5月～7月にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

③保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- 情報モラル研修を積極的に周知し、保護者・地域に対し情報提供および啓発を促進する。

(4) いじめへの対処

①いじめられる側の児童への支援

- 本人や周辺からの聞き取りをし、事実確認を行う。
- 最後まで守り抜くこと・秘密を守ることなどを約束し、安心して生活が送れることを伝える。
- 自尊心をもたせるよう言葉掛けをする。
- 休み時間や登下校時など教師による見回りを行い、被害が拡大しないように体制を整える。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- 家庭に定期的に学校での児童の様子を報告する。

②いじめる側の児童への実効性のある指導

- 全職員が「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実確認をする。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向けながら指導する。
- いじめた児童に、孤立感・疎外感をもたせないよう配慮する。
- 状況が改善しない場合は、別室指導などにて個別に働きかけを行うことを検討する。
- 暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応する。

③いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- 傍観することはいじめに加担することと同じであると指導し、いじめられた児童の苦しみを理解させるように指導をする。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。

④学校組織全体でのいじめの対処

- いじめを認知した場合は、認知した教職員が一人で抱え込まず、担任、学年、学校全体で対応す

る。

○いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会に報告し共通理解を図る。事案により、いじめ対策推進員、担任・学年主任・生活指導主任等によりメンバーを構成し、事実調査を行う。その後方針を立て、ケースによっては心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、学校生活支援員、その他の関係者により構成するいじめ問題に特化した「いじめ防止対策委員会」を置く。

○いじめを認知してから学校としての方針決定を速やかに行う。ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、十分に検討し対応する。

⑤重大事態への対処

○重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。

○いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜情報提供する。

○学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報の広がりを防ぐようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

⑥インターネット上のいじめへの対応

○児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導をする。

○児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるルール作りや必要性について保護者会で十分に伝える。

○パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動などの小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。

○「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等の専門機関と連携して対応する。

⑦校（園）種間および関係機関との一層の連携

○小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。

○異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業時の学年集団などに関するいじめについて情報を提供し、意見交換を行う。

○必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、総合教育センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等との情報共有を行い対応する。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

○必要に応じて、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直しを行う。

○区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことができるようにする。

○教職員は、学校評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し改善に努める。

○児童および保護者等が学校評価を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。

(別表)

○令和7年度 学校全体の取組

月	取り組み内容
4月	第一回学年保護者会 「学校いじめ防止基本方針」について説明する 「ふりかえりアンケート」(毎月のアンケート) 教員伝達研修 教員によるあいさつ運動 4月21日(月)～25日(金) スクールカウンセラー全員面接(3・5年生実施 グループ面接 5年生は1学期、3年生は5年生終了後の1学期または2学期)
5月	★全学級 「ふりかえりアンケート」活用による児童の観察 児童理解全体会 5月14日(水)
6月	★ふれあい月間「いじめアンケート」実施 代表委員児童と担当教員によるあいさつ運動 6月9日(月)～6月13日(金) 保護者・教員によるあいさつ運動 6月16日(月)～6月20日(金)
7月	★全学級 「ふりかえりアンケート」活用による児童の観察 個人面談 7/14・15・16・17 8月28日(木) 児童理解全体会(研修)
9月	★全学級 「ふりかえりアンケート」活用による児童の観察 5年生児童と担任によるあいさつ運動 9月8日(月)～12日(金)
10月	★全学級「ふりかえりアンケート」活用による児童の観察
11月	★ふれあい月間 いじめアンケート実施 いじめ一掃プロジェクト 6年生児童と担任によるあいさつ運動 11月10日(月)～11月14日(金) 保護者と教員によるあいさつ運動 11月17日(月)～11月21日(金)
12月	★全学級「ふりかえりアンケート」活用による児童の観察
1月	★全学級「ふりかえりアンケート」活用による児童の観察
2月	★ふれあい月間 いじめアンケート実施 4年生児童と担任によるあいさつ運動 2月2日(月)～2月6日(金) 3年生児童と担任によるあいさつ運動 2月9日(月)～2月13日(金) 金曜日の夕会で児童理解全体会(各学年ごとに) 2/6・13・20・27
3月	★全学級「ふりかえりアンケート」活用による児童の観察 金曜日の夕会で児童理解全体会(各学年ごとに) 3/6

★印は、児童の実態把握のためのアンケートなど

○地域・家庭との連携

①各家庭での取組	○自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるように啓発する。 ○ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に意識させる。 ○保護者の存在が大きく影響することを伝え、子育てに関心をもって参加するように啓発する。 ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合って決める。
②地域での取組	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。 ○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時は挨拶や声かけをお願いする。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。 ○顔見知りの近所の人と挨拶することができる子どもを地域で育てられるように、積極的に挨拶していただく。

いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ・不登校等 早期・発見チェックリスト

— 気になる児童に関して見つめてみましょう —

○いじめられている子供は、本当のことは言わない。

○担任が聞いても「大丈夫」と言う。ましてやアンケートでは、自分からは何も書かない。

○けんか、ふざけあい、からかい等は、いじめにつながるケースがある。いじられキャラは、特に注意深く見守る必要がある。

○家庭の問題と決めつけるといじめが見えなくなる可能性がある。(練馬区版いじめ対応のポイントより)

I 表情・態度

- ☐ 挨拶しても返さない。
- ☐ 笑顔を見せず、沈んでいる。
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。
- ☐ ぼんやりとしている。
- ☐ 不自然にはしゃいでいる。
- ☐ 周りの様子を気にして、おどおどしている。
- ☐ 感情の起伏が激しい。
- ☐ 顔色が悪く、活気がない。

II 身体・服装

- ☐ 体に原因不明の傷がある。
- ☐ けがの原因をあいまいにする。
- ☐ 顔色が悪い。
- ☐ 寝不足などでむくんだ顔つきをしている。
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。
- ☐ ボタンがとれていたり、服が破れたりしている。
- ☐ 服に靴の跡がついている。

III 持ち物など

- ☐ ノートや教科書、くつ等、学習用具が隠されたりいたずらされたりする。
- ☐ ノートや教科書、体操服等にいたずら書きがある。
- ☐ 机や椅子が傷つけられていたり、落書きされたりする。
- ☐ 作品や掲示物にいたずらされる。
- ☐ 必要以上のお金を持っている。
- ☐ 学習に必要なものを持ってくる。

IV 言葉・行動

- ☐ 他の子どもから、言葉かけを全くされていない。
- ☐ 「うざい」「気持ち悪い」「汚い」などの悪口を言われる。
- ☐ 一人でいたり、泣いていたりする。
- ☐ 登校を渋ったり、急に忘れ物が増えたりする。
- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。
- ☐ 職員室や保健室の付近でうろうろしていることが多い。
- ☐ 保健室や相談室に行きたがる。
- ☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。
- ☐ 家から金品を持ち出す。

V 遊び・友人関係

- ☐ 遊びの中に入れない。
- ☐ グループで行う作業に入れてもらえない。
- ☐ 「○○菌」等、不快に思う呼び方をされている。
- ☐ 笑われたり冷やかされたりする。
- ☐ 特定のグループと行動を共にする。
- ☐ プロレスごっこ等にいつも参加させられている。
- ☐ よくけんかが起きる。
- ☐ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

VI 教師との関係

- ☐ 教師と目線を合わせなくなる。
- ☐ 教師との会話を避けようとする。
- ☐ 教師から逃げようとする。
- ☐ じっと教師を見つめているときがある。

【 月】ふりかえり アンケート

ねん 年 くみ 組 なまえ 名前

()

このアンケートは、みなさんの学 校 生 活 ^{がっこうせいかつ}をもっと ^{たの}楽しくするために ^{おこな}行
います。

^{した}下のしつもん^{こた}に答えましょう。「はい」か「いいえ」に○をしてください。

① ^{とも}友だちから、いやなことを ^い言われたりされたりしていますか。

はい ・ いいえ

② ^{さいきん}最近、いじめられている ^{とも}友だちを ^し知っていますか。

はい ・ いいえ

③ ^{たんにん}担任^{せんせい}の先生に、^{そうだん}相談したいことがありますか。

はい ・ いいえ